



島根県報

平成17年8月16日 (火)
第1,701号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

農業振興地域の指定の一部改正	(農業経営課)	1
保安林の指定の解除	(森林整備課)	1

告 示

島根県告示第906号

農業振興地域の指定(昭和46年島根県告示第859号)の一部を次のように改正する。

平成17年8月16日

島根県知事 澄 田 信 義

13 三隅地域の項中「三隅町全域」を「三隅町のうち次の図面の赤色で着色した部分(港湾法に基づき平成16年島根県告示第37号により定められた港湾隣接地域及び都市計画法に基づき平成16年島根県告示第786号により定められた臨港区)を除く区域」に改める。

島根県告示第907号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年8月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市長見町1029 - 9、1029 - 13、1032 - 10、1032 - 11、1032 - 13、1032 - 23、1032 - 24、1043 - 17、1043 - 18、那賀郡弥栄村大字栃木1156 - 7、1156 - 8、1156 - 18、1156 - 37、1156 - 54、1156 - 55

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

